

中国から見た「国家」・「メディア」・「辺境」 —新疆ウイグル自治区を例にして—

山 本 賢 二*

中国の「国家」と「辺境」

中国にとっての「国家」と「辺境」とは、伝統的秩序観に基づけば、「華夏」を中心にして、「東夷、南蛮、西戎、北狄」が取り囲むというものであり、「華夏」が「国家」だとすれば、「東夷、南蛮、西戎、北狄」との接点⁽¹⁾が「辺境」となる。そして、「国家」というのは、『三国演义』の冒頭にある「そもそも天下の大勢は、分かれること久しければ必ず合し、合すること久しければ必ず分かれる。」と言われるように「天下」という宇宙の中で分裂と統合を繰り返すものであり、中華世界に諸国が存在していた時代はそれぞれが「辺境」を持っていた。その中で合従連衡が繰り返され、「中原に鹿を逐い」、最終的に武力により統一国家が登場し、一定期間安定した秩序が保たれる。しかし、その安定政権もいつかは衰退し、別の政権にとって代わられる。このような王朝交代が中国という「天下」の下で営まれてきた。

周知のように中国共産党の経営する中華人民共和国という「国家」は、台湾にある中華民国という「国家」と併存している。中国大陆と台湾を含むものを「天下」とするならば、現在「分」の状態にあるがため、両者が「合」という統一を目指すのは自然なことである。しかし、台湾においては統一を主張する中国国民党と独立を志向する民進党による政権交代が選挙という民主的手続きを通じて行われており、一党独裁の中華人民共和国と異なる政治環境にある。とはいえ、「台湾は中華人民共和国の不可分の領土である。」⁽²⁾と主張する中国共産党が「治権」⁽³⁾の及ぶ範囲を台湾にまで拡大しようとすることは「天下」を治めるのに必須の道である。中国共産党は、台湾において独立志向が強まれば「武力解放」をにおわせ、統一志向が強まれば「平和解放」をアピールする。もとより、台湾においては軍隊が中国国民党のものから中華民国という「国家」に帰属するようになったのに対し、大陸では依然として人民解放軍は中国共産党の軍隊であり、中共の指揮下にあることにその体制の違いが象徴的に表れている。それは台湾のみならず、中国大陆においても「分」を志向する勢力に対する「暴力装置」として機能させることが求められているからでもある。

こうした政治環境の中で、鄧小平が思い至ったのが「一国二制度」であり、それは台湾に先んじて1997年に返還された香港、その後のマカオに適用されている。この「一国二制度」を具現化したのが「香港特别行政区基本法」と「マカオ特别行政区基本法」⁽⁴⁾である。

一方、域内の「辺境」には、北に内モンゴル自治区（内蒙古自治区）、西にチベット自治区（西藏自治区）、新疆ウイグル自治区（新疆維吾爾自治区）、南に寧夏回族自治区、広西チワン族自治区（広西壮族自治区）⁽⁵⁾を置き、憲法とともに「民族区域自治法」によって統治している。この五つの

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

自治区はあたかも漢族の居住する地域を囲むかのように設置されている。

また、ロシア、朝鮮、インド、日本などの域外の国々との間には領土・領海問題⁽⁶⁾も存在する。中華人民共和国が主張する領土、領海は同国にとって「辺境」の地でもある。さらに、極論すれば、「東夷」の日本とは異なり、長きにわたり中国の「冊封」を受けてきた沖縄は「琉球」として「朝貢国」に属しており、中国の「辺境」に当たるという解釈もできる。もちろん、朝鮮半島の政権も同様である。かつて、韓国との間で「高句麗」問題をめぐり歴史論争が行われたのも、中国の朝貢国として朝鮮半島の政権が存在していたからでもある。中国共産党にとっては朝鮮半島にある現在の二つの政権の朝鮮民主主義人民共和国も大韓民国も1955年につくられた延辺朝鮮族自治州（同地は高句麗時代から朝鮮人が住みついてきたが、中華人民共和国成立後は1949年に吉林省延辺専区が設けられ、1952年に「延辺朝鮮民族自治区」となり、1955年には「延辺朝鮮族自治州」となる。）に連なる「辺境」に位置づけられるのであろう。

つまり、中国という「国家」にとって「辺境」はその政権の政策と国力に従って伸縮するものである。それは中核と外縁という視座から見ると、あたかも「国家」が中核であり、「辺境」が外縁となるような関係になり、その外縁の先には「冊封」を与えたか否かによって区別される「辺境」もあるのである。よって、中華人民共和国の国力増大は必然的に域内の「辺境」に対する管理が強化されるとともに、その政策によっては域外まで拡張されていく。そして、それは新たな「辺境」⁽⁷⁾としての宇宙空間にも伸張していくのである。また、国境を超えるサイバー空間⁽⁸⁾において「情報主権」⁽⁹⁾が主張されているのもその延長線上にあると言える。

中国における「メディア」

1949年10月に中国において成立が宣言された中華人民共和国という「国家」は、共産主義国際運動というプロレタリア国際主義を信奉した時代から、愛国主義⁽¹⁰⁾を教育の中心に据え、それを喧伝する時代に入っている。この大転換は中国共産党が毛沢東の継続革命論を否定し、鄧小平の四つの現代化建設路線を採るようになったことに集中的に表れている。1979年より改革開放政策が実行される中で、1989年の民主化運動があったものの、その収束に伴い、党内における開明派は退潮し、顕在化した党内の権力闘争の結果、政治の民主化は封印され、経済の自由化のみを原動力とした現代化建設が遂行され、今日に至っている。

その中で、「メディア」は常に中国共産党に管理、利用されてきた。共産主義国際運動というプロレタリア国際主義が信奉された時代の典型例としてマラヤ共産党の「マラヤ革命の声」⁽¹¹⁾の中国域内からの放送がある。また、毛沢東時代は言うに及ばず、鄧小平、江沢民、胡錦濤と続く現代化建設路線時代における域内では、党は常にメディアを「宣伝道具」として党の路線、方針、政策に奉仕するよう利用してきた。特に、1989年の民主化運動において、メディア関係者もデモ行進に参加し、「新聞の自由」を求める声をあげたが、6・4天安門事件を境に、それまで活発であった政治改革の必要性を説く勢力は党内から排除、学術界では傍流に追いやられた。「新聞の自由」⁽¹²⁾につい

ても三つの「新聞法」草案の夭折と共に議論されなくなった。⁽¹³⁾

その後、社会主義市場経済の深化を受けて、「事業単位、企業化管理」⁽¹⁴⁾という言葉に象徴されるメディアの半商業化という改革があったとはいえ、「党がメディアを管理する」体制は終始一貫変わっていない。わけても、新興のメディアであるインターネットに対する管理は習近平体制になってより厳格になっている。

新疆ウイグル自治区をめぐる

新疆ウイグル自治区はチュルク系イスラム文明と儒教文明の交差する「辺境」の地域であり、ここからの分離独立を目指す勢力は同地を東トルキスタンと称している。

2001年9月11日の米国における同時多発テロ発生は中国共産党の東トルキスタン独立運動対策に大きな変化をもたらした。それはそれまでは階級闘争という位置づけであったものを国際反テロ闘争の一環として、この問題を公に扱うようになったことにある。「分離主義者、宗教過激派、テロ分子」という「三つの勢力」を標的にし、新華社は関係事件が発生すると関係情報を流すようになり、新疆における問題を分析した書籍が出版、論文も発表され、政府は新疆ウイグル自治区に関係する白書類を発行し、自らの正当性を主張すると同時に、その孤立化を図ってきた。また、一方では愛国主義教育によって、中華人民共和国という「国家」を愛する成員に育て上げるため、少数民族には中華民族多元一体構造論⁽¹⁵⁾が利用される一方、1990年には国旗法なども制定され、言語面においては国家通用言語文字法⁽¹⁶⁾も2000年に制定、翌2001年に施行されると同時に中国語の普及を目指したバイリンガル教育も強化され、国民国家の成員になるよう働きかけてきた。⁽¹⁷⁾

しかしながら、2009年7月5日にはウルムチで当局発表で197名の死者と多数の負傷者を出す事件が発生した。当局はこの7・5事件はラビア・カーディルをはじめとする世界ウイグル会議がネットを通じて指令を出したことにより、惹起されたものとして、新疆ウイグル自治区のインターネットを遮断する措置を講じた。⁽¹⁸⁾こうした措置は2008年にチベット自治区などで発生した騒乱事件の際、ネットを遮断した前例に続くものであるが、その規模と期間は比べものにならないほど大きく、長いものであった。こうした情報遮断措置が講じられるのはそこが「辺境」にある「民族区域自治区」であるからであり、もし漢族を中心とする一級行政区だとすれば同じ措置をとり得たのか疑問符が付く。⁽¹⁹⁾

その後も中国がいうところの「テロ事件」は収まることなく、それは「辺境」の新疆ウイグル自治区内から、域内の他の地域にも拡大してきた。⁽²⁰⁾これと並行して、ウイグル問題に関する「異なる声」についてはその管理を強化してきた。ウイグルの声を中国語を通じて代弁してきた「uighurbiz.net」(维吾尔在线)の閉鎖とその主宰者イリハム・トッティの逮捕・処罰はその典型例である。⁽²¹⁾しかし、ウイグル問題などに言及した浦志強弁護士逮捕、彼への有罪判決・弁護士資格はく奪や新疆日報元副編集長趙新尉の職務解任、逮捕に見られるように、漢族からも民族政策を疑問視する声があがっている。⁽²²⁾こうした漢族の民族政策に対する疑問は「メディア」が関係情報を公開したことの反映であり、地位付与機能が作動した結果だと言える。⁽²³⁾

当面、中華人民共和国の国力の増強は領土、領海、領空、さらには宇宙空間へもその「辺境」を

拡大し、旧来のメディアのみならず、「輿論闘争の主戦場」⁽²⁶⁾と位置付けられたインターネットという「メディア」を通じて、異なる声を制御しつつ、中国共産党の路線、方針、政策を貫こうとしている。

「辺境」の新疆ウイグル自治区での事象は「国家」としての「合」を達成するために「階級闘争」から「国際反テロ闘争」へと党が政策を変えたことを契機に、それまで密閉されていた独立運動の情報が公にされることで、それに「地位」を「付与」すると同時に、愛国主義教育を通じての国民（中華民族）「国家」醸成を基調とする中で、民族間の対立へと転型した。

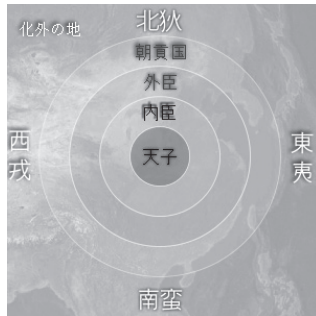
こうした中華人民共和国の当面の「国家」をめぐる環境は、中国共産党をして「中国の夢」⁽²⁷⁾の実現を目指す道程において、従前通り「鉄砲から政権が生まれる。」（枪杆子里面出政权）⁽²⁸⁾という「武」（武力）と「党がメディアを管理する。」（党管媒体）という「文」（宣伝）をより強力に掌握せざるを得ないようにさせている。

（本稿は2014年10月4日に開催された新聞学研究所シンポジウム「国家・メディア・辺境～変貌するアジア」における発言の骨子に、その後、中国をめぐって発生した諸般の出来事を踏まえてまとめたものである。）

注)

- (1) いわゆる「辺境」とは、中国語では「边疆」と「边境」などがあり、現代語では一般に前者が使われる。「百度」によるとその基本的定義は「两国間における政治的境界線あるいは一国内の定住地区と無人地区の間の広さが一様でない地帯」（「两国间的政治分界线或一国之内定居区和无人定居区之间宽度不等的地帯。」）とされている。後者は『国語・楚語上』に「それ辺境なるものは、国の尾なり」（「夫边境者，国之尾也」）とある。すなわち「国の尾」（国の端）ということである。また、中華人民共和国という「国家」はマルクス主義の国家観によれば「経済上、支配的地位を占有している階級が自身の階級的利益を擁護、実現するために、地域によって区分する原則に合わせて組織したもので、暴力を後ろ盾にした政治的支配と管理組織である。」というものであるが、「国家」が出現する前は、血縁関係を紐帯とする「氏族制度」が基本的社会制度であったが、物質生産の発展に従って、生産関係が血縁関係にとって代わり、社会構造に根本的变化を生み、公権力をもつ国家制度がつくられた。すなわち、支配者と被支配者という階級矛盾が生まれ、それが拡大し、うまく調和されなくなった時に、階級による階級支配の道具として公権力を持つ国家制度が生まれたとする国家観である。

ウィキペディアの「中華思想」の項目を開くと、日本語版には「中華思想の概念図」として、また中国語版には「四夷表示圖」として下記の図が掲載されている。この図は中国の検索サイト「百度百科」の「南蛮」の項目にも掲載されている。



中国語版の説明は「中華思想、あるいは華夷之辨、夷夏之辨、夷夏之防、夷夏大防と称するものは、古人が華夏と蛮夷を区分けするのに用いた一種の概念である。この概念は次のように考えている。古代華夏族は中原に群居しており、文明の中心であった。そのため徐々に華夏の礼儀を基準として、族群を分ける観念が生まれ、人群を区分するのに礼儀を以て、華夏の礼俗に合致した者と夏と親交を結ぶ者を華夏（中国人）とし、合致しない者を蛮夷、化外の民とした。四夷には東夷、南蛮、西戎および北狄を含み、・・・」とされている。こうした華夷を分ける中国の伝統的秩序観は中国の事象を解釈するのに今でもよく使われる。

- (2) 1972年9月29日に発表された「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」の中では「二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」を受けて、「三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」としている。

1974年5月31日に発表された「中国政府とマレーシア政府の共同コミュニケ」はその「三」に「マレーシア政府は中華人民共和国政府を中国唯一の合法政府であることを認めるとともに、台湾は中華人民共和国領土の不可分の一部であるとする中国政府の立場を認める。…」としている。

また、1979年1月1日より相互に承認し外交関係を樹立することを表明した「中華人民共和国とアメリカ合衆国の外交関係樹立に関する共同コミュニケ」は「アメリカ合衆国はただ一つの中国しかなく、台湾は中国の一部だとする中国の立場を認める。」とある。

さらに、1992年8月24日に発表された「中華人民共和国と大韓民国の外交関係樹立に関する共同コミュニケ」はその「三」に「大韓民国政府は中華人民共和国政府が中国の唯一合法政府であることを認めるとともに、中国側の一つの中国しかなく、台湾は中国の一部だとする立場を尊重する。」としている。

このように、日清戦争で清から日本に割譲された台湾の帰属については、それぞれの国の台湾との関係から中国の立場を「認める」と「尊重する」とに分けられる。

なお、ポツダム宣言第八項とは「八、『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」とある。

- (3) 1996年5月20日、李登輝が第9代台湾総統就任演説で「一つの中国とは中華民国であり」、「中華民国の主権及び治権は目下台湾、澎湖、金門と馬祖のみに及ぶ」と述べ「中華民国は本来ひとつの主権国家である。四十数年来、海峡兩岸が歴史的な要因によって海を隔てて分治しているのは、あくまで事実である」として、「主権」と「治権」の概念を用いて、台湾が「主権国家」であることを強調している。

- (4) 1990年4月に第七期全国人民代表大会第3回会議で採択され、1997年7月1日より施行された「中华人民共和国香港特别行政区基本法」と1993年3月に第八期全国人民代表大会第1回会議で採択され、1999年12月20日より施行された「中华人民共和国マカオ特别行政区基本法」はいずれもその「第二十七条」に「香港住民は、言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由、労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利と自由を享有する。」「マカオ住民は、言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由、労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利と自由を享有する。」とあり、中国憲法にはない「報道（新聞）」の「自由」の「享有」が謳われている。

一方、1949年の中国人民政治協商会議共同綱領を除き、中華人民共和国の諸時期の憲法には「報道」の「自由」関係条項はない。

中国人民政治協商会議共同綱領（1949）は「第五条 中華人民共和国人民は思想、言論、出版、集会、結社、通信、人身、居住、移動、宗教信仰及び示威行進の自由権を有する。」のほかに、「第四十九条 真実のニュースを報道する自由を保護する。ニュースを利用して誹謗を行ったり、国家人民の利益を破壊することと世界戦争を煽動することを禁止する。人民の放送事業を発展させる。人民の出版事業を発展させるとともに、人民に有益な分かり易い本新聞を出版することを重視する。」があり、「思想」の「自由権」が認められ、「真実のニュースを報道する自由」が「保護」されている。

以下、各時期の憲法は下記のように規定している。

中華人民共和国憲法（1954）

第八十七条 中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。国家は公民がこうした自由を享受することを保証するため、必要な物質上の便宜を供する。

中華人民共和国憲法（1975）

第二十八条 公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、示威、罷業の自由を有し、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず、無神論を宣伝する自由を有する。

中華人民共和国憲法（1978）

第四十五条 公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、示威、罷業の自由を有し、「大鳴、大放、大弁論、大字報」を運用する権利を有する。

中華人民共和国憲法（1982）

第三十五条 中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。

- (5) 1984年5月に採択された中華人民共和国民族区域自治法は、その「序言」の中で、「中華人民共和国は

全国各民族がともに作り出した統一された多民族国家である。民族区域自治は中国共産党がマルクス・レーニン主義を運用して我が国の民族問題を解決するうえでの基本政策であり、国家の一つの基本政治制度である。民族区域自治は国家の統一指導の下、各少数民族が集まり住んでいる地方に区域自治を実行するもので自治機関を設立、自治権を行使させるものである。…」とその意義を明記すると同時に、「民族団結を守る闘争の中で、大民族主義、主に大漢族主義に反対しなければならない、地方民族主義にも反対しなければならない。」と多数派の漢民族の「大漢族主義」を戒めてはいる。

しかし、言語文字を例にとると、微妙な状況になる。民族区域自治法はその第十条に「民族自治地方の自治機関は各民族はいずれも自己の言語文字を使用発展させる自由をもち、いずれも自己の風俗習慣を保持あるいは改革する自由をもつことを保障しなければならない」とあり、第二十一条には「民族自治地方の自治機関が職務を執行する際、当該自治地方自治条例の規定にしたがって、その地の民族に通用する一種あるいは何種類かの言語文字を使用する。同時に何種類かの通用する言語文字を使用し職務を執行するところは、区域自治の民族の言語文字を主にすることができる」と規定されている。また、第三十七条には「少数民族を受け入れることを主とする学校で、条件の整っているものは少数民族文字の教科書を採用するとともに、少数民族の言語で授業を行うべきものとする。小学校高学年あるいは中学校では漢文課程を設置し全国に通用する普通話を普及させる」とある。さらに、第四十七条は「民族自治地方の人民法院と人民検察院はその地で通用する言語文字を使って案件を調べ、審理すべきものとする。各民族公民はいずれも当該民族の言語文字を使って訴訟を起こす権利があることを保障する。その地で通用する言語文字に通じない訴訟参与人に対しては彼らのために翻訳すべきものとする。法律文書は実際の必要に従って、その地で通用する一種あるいは何種類かの言語文字を使用すべきものとする」とあり、第四十九条は「民族自治地方の自治機関は各民族の幹部に互いに言語文字を学ぶように教育、鼓舞する。漢族幹部はその地の少数民族の言語文字を学ばなければならない、少数民族幹部は当該民族の言語文字を学習、使用すると同時に、全国に通用する普通話と漢文も学ばなければならない。民族自治地方の国家公務員で二種類以上のその地で通用する言語文字を使用することに熟達したものは、奨励すべきものとする」と明文規定されているとともに、第五十三条でも「言語文字をお互いに尊重する」よう求めている。

この民族区域自治法は2001年2月に改定され、第三十七条が「少数民族を受け入れることを主とする学校（班級）で、条件の整っているものは少数民族文字の教科書を採用するとともに、少数民族の言語で授業を行うべきものとする。状況に従って小学校低学年あるいは小学校高学年から漢語文課程を設置し、全国に通用する普通話と規範漢字を普及させる。各級人民政府は財政面で少数民族文字の教材と出版物の編集翻訳および出版活動を助けなければならない」と補足改訂されるとともに、第四十七条も「民族自治地方の人民法院と人民検察院はその地で通用する言語文字を使って案件を審理、とり調べるとともに、その地で通用する少数民族の言語文字に通じた人員を合理的に配置すべきものとする。その地で通用する言語文字に通じない訴訟参与人に対しては彼らのために翻訳すべきものとする。法律文書は実際の必要に従って、その地で通用する一種あるいは何種類かの言語文字を使用すべきものとする。各民族公民はいずれも当該民族の言語文字を使って訴訟を起こす権利があることを保障する」と修正された。

さらに、2005年5月31日に施行された「国务院の『中華人民共和国民族区域自治法』実施に当たっての若干の規定」はその第二十二条で「国家は各民族がいずれも自己の言語文字を使用発展させる自由をもつことを保障し、少数民族言語文字の規範化、標準化および情報処理工作を助ける。全国で通用する普通話と規範漢字使用を普及させる。民族自治地方の各民族公民が互いに言語文字を学び合うことを支援す

る」とした上で、バイリンガル教育について次のように明文化した。「国家は民族自治地方が徐々に少数民族語文と漢語文で授業を行う『バイリンガル教育』を推進し、少数民族語文と漢語文教材の研究、開発、編集翻訳および出版を助け、少数民族教材の編集翻訳および審査機関を打ち立て、健全にすることを支持し、少数民族語文と漢語文に通じた教師育成を支援する」。

- (6) 中華人民共和国は2013年11月23日に東シナ海の防空識別圏を定めた。そこには尖閣諸島の上空も含まれている。そして、この空域を飛行する航空機には中国に通告すること、双方向の無線通信を維持すること、機体に国籍を明示することを求めた。
- (7) 人民解放軍は弾道ミサイルを転用した ASAT（衛星攻撃兵器）によって、2007年1月11日人工衛星破壊に成功した。これは宇宙空間に中国の軍事力が伸張したことを示している。
- (8) （平成26）年11月の米中経済安全保障再検討委員会の年次報告書は、中国政府は少なくとも2000年代中盤以降、米国に対する大規模なサイバー諜報を実施してきており、国防省、国防契約企業、民間企業を含めてさまざまな米国のネットワークに侵入した、としている。また、同年6月の米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」では、中国軍は、攻撃的サイバー能力への投資を続けているとしている。さらに、中国共産党第18回党大会において、胡錦濤（こ・きんとう）党総書記（当時）が実施した活動報告では、「海洋、宇宙、サイバー空間のセキュリティに重大な関心を払う」と発言している。また（同26）年5月、米国司法省は、米国企業にサイバー攻撃を行ったとして、中国人民解放軍のサイバー攻撃部隊「61398部隊」の将校らを起訴したと発表した。（防衛白書27年版）とあるように、サイバー空間はすでに主権が衝突する場になっている。
- (9) 中国がいうところの「情報主権」とは「百度」によると「国家主権の概念から派生したもので、情報時代の国家主権の重要な構成部分になっている。それは一つの国が自国の情報伝播システムと伝播データ内容に対し自主的に管理を行う権利を指している。情報主権には次の三つの分野の内容を含んでいる。①自国の情報資源に対し保護、開発及び利用する権利。②外部の干渉を受けず、自主的に自国の情報生産、加工、蓄積、流通および伝播体制を確立する権利。③自国の情報の輸出と外国の情報の輸入に対し管理と監視を行う権利。」としている。
- (10) 愛国主義教育は1994年8月23日に中共中央宣伝部が『愛国主義教育実施綱要』を下達したことにより具体的に実施に移された。同「綱要」によると、その目的は「民族精神を奮い立たせ、民族の凝集力を増強し、民族の自尊心と誇りを打ち立て、広範な愛国統一戦線を打ち固め、発展させ、人民大衆の愛国的熱情を中国の特色ある社会主義を建設する偉大な事業に導き、凝集させ、理想があり、道徳があり、文化があり、規律がある社会主義の公民とし、四つの現代化を実現し、中華を振興する共通の理想のために団結、奮闘させることである。」とし、「民族団結教育」については「中華民族はひとつの多民族の大家庭であり、内地であろうが辺境であろうが、漢族地域であろうが少数民族地域であろうが、いずれもマルクス主義の民族観、宗教観と党の民族政策、宗教政策の教育を強化し、民族の団結と祖国の統一を護るための各民族のたゆまぬ努力と歴史的貢献を大いに宣伝しなければならない。各民族人民の中に漢族は少数民族

から離れられず、少数民族は漢族から離れられないという思想をしっかりと打ち立て、自覚して民族の団結と祖国の統一を護るようにしなければならない。」としている。そして「広範な青年を、国家の主人公の責任感をしっかりと打ち立て、個人の利益と国家の前途、命運を結びつけ、国家、集団、個人間の利益関係を正しく処理し、祖国を愛し、ふるさとを愛し、集団を愛し、職場を愛し、本職に立脚し、国家のためにより多く貢献するよう教育しなければならない。」と呼びかけている。そして、そのための「全国爱国主义教育示范基地」（「全国愛国主義教育模範基地」）が4期にわたって公表された。

- (11) 「マラヤ革命の声」放送局は1969年11月15日に放送を開始した。その間の事情について、「余桂業へのインタビュー」（《余柱业先生访谈》）によると、『革命の声』放送局は中国湖南省長沙市から遠くないある村の小さな丘に設置されていた。洞穴も掘られ、放送局の機器はそこに設置されていた。これはマラヤ共産党が兄弟党の中国共産党に援助されて建設された放送局である。放送局を建設することはマラヤ共産党指導者の長期にわたる実現を夢にまで見たことであった。『文革』が発動された後、ある時、毛沢東は陳平ら何人かのマラヤ共産党指導者を接見し、自らマラヤ共産党に提供することを承諾したものであって、大いに世界革命を支持し、第三世界を支持しなければならないとする彼の公言に合致したものであった。この放送局は毛主席自らが提供を決定したことで当局によって非常に重視された。彼ら中国では援外放送局と呼んでおり、ちょうど1960年代にアフリカ各国を援助した各種経済援助と同じ援助プロジェクトであり、『援外』、外国を援助する放送局と呼んだ。」と語ると同時に、「放送局は独立自主のものであった。中共側は完全に内政に干渉せず、少しも意見を言わなかった。放送局の運営は全てマラヤ共産党自身が責任を負った。」とある。この「革命の声」は1981年6月30日まで続き、7月1日からは「民主の声」と名称を変え、放送を継続した。（取自：《马泰边区风云录》第三集）
- (12) 拙稿「中国の民主化運動と言論の自由（1）」平成2年2月 国際関係研究国際関係編第10巻第3号 pp.1-18、「中国の民主化運動と言論の自由（2）」平成3年2月 国際関係研究国際関係編第11巻第3号 pp.239-256、「中国の民主化運動と言論の自由（3）」平成3年10月 国際関係研究国際関係編第12巻第1号 pp.115-139 参照
- (13) 拙稿資料解題「中国の『新聞法』草案について」『ジャーナリズム＆メディア』第7号 2014.3.20 pp.281-336 参照
- (14) 「事業単位、企業化管理」とは、企業を管理する方式で、事業単位を管理するものであり、その経費をすべて国家によるものから「事業単位」自身の創出に委ねるという転換であり、財政部は1978年に「人民日報」などにそれを実行することを承認している。
- (15) 2001年9月11日、米国で発生した同時多発テロは中国共産党をして新疆問題を国際反テロ闘争に結びつける選択を行なわせた。下記はその経緯である。
- 2001年9月11日、米国において同時多発テロが発生すると、江沢民は直ぐに国家主席の名義でブッシュ大統領に電報を打ち哀悼の気持ちを伝えるとともに、テロに対し「中国政府は一貫してあらゆるテロリズムの暴力活動を非難するとともにこれに反対する」という中国の立場を明らかにした。同日、中国外

交部のスポークスマンも江と同じ「中国政府は一貫してあらゆるテロリズムの暴力活動を非難するとともにこれに反対する」という言葉を繰り返した。また、12日、ブッシュ大統領との電話の中で、江沢民は「今回の攻撃事件は米国人民に災難をもたらしたばかりでなく、平和を望む世界人民の心からの願いに対する挑戦でもある。中国人民は米国人民と同じ様にこの恐ろしいテロ活動を強く非難する」と述べると同時に「我々は米側および国際社会と対話を強化し、協力を繰り返し、ともにすべてのテロリズムの暴力活動に打撃を与えたいと願っている。両国の外相と国連常駐代表団が話し合いと協力を強化するよう望む」と語った。

さらに、国連安全保障理事会が12日にテロ非難決議を採択した過程において、会議の席上発言した国連常駐中国代表は「国際テロリズムは罪もない庶民の生命財産に大きな損失を与え、人類社会と各国の政治、経済秩序に重大な危害をもたらしており、国際平和と安全に影響を与える一大病根である。中国政府は一貫してあらゆるテロリズムの暴力活動を非難するとともにこれに反対する」、「中国は国連がテロリズムを抑え、これに打撃を与える面での活動を強化することを支持するとともに、メンバー国間において引き続きこれについて協力を強化し、着実にテロリズムに反対することに関する国際公約を実施に移し、あわせてテロリストを法律によって拘束することに賛同する」と語るとともに、「国際平和と安全を守ることに第一の責任を負っている安保理は国際テロリズムの活動に打撃を与える面でしかるべき役割を発揮するべきである」と指摘した。

「9.11」事件から始まる一連の動きのなかで、米英軍のタリバンへの10月8日の空爆開始を待ったかのように、「東トルキスタン」（東突）という言葉を出して「東トルキスタン」分離独立運動に触れたのは唐家璇外交部長が10月9日にイワノフロシア外相と電話で話し合った際、「ロシアはチェチェンのテロ分子の大きな危害を受けているが、中国も『東トルキスタン』テロ分子の危害を深く受けている」と語ったのが初めてで、その後、外交部スポークスマンが11日に「『東トルキスタン』テロ勢力は中国の新疆でテロ活動を行うのみならず、域外のテロ集団と連携を取り、結託しているが、これは疑いなく中国に対する脅威となっている」、18日に「新疆には一部の『東トルキスタン』暴力分子が存在している。彼らのテロ活動は中国に対してのみならず、地域全体の安全と安定に脅威ともなっている。我々は国際社会と一緒になるとともに『東トルキスタン』テロ勢力を含むあらゆるテロリズムの活動に反対し、世界の平和と安寧を守っていくであろう」と語ったのに続いて、20日には江沢民主席がプーチン大統領と会談した際「双方は、チェチェンテロ勢力と『東トルキスタン』テロ勢力はいずれも国際テロリズムの一部分であり、断固として反対し、打撃を与えなければならない、と認識した」と伝えられた。さらに、31日には、訪中したシュレーダードイツ首相と会談した朱金容基首相が「中国が『東トルキスタン』テロ勢力に打撃を与える闘争も国際反テロ闘争の一部分であり、テロに打撃を与える面で、国際協力を強化すべきである」と指摘したことでこれまでの「階級闘争」から「国際反テロ闘争の一部分」という性格付けに転換した。（拙稿「中国の反テロリズム態勢の国内整備」平成17年7月 現代中国事情第2号 pp.64-78 参照）

- (16) 「新疆」が書名につくものでは、『新疆的历史与发展』（2003）、『新疆的发展与进步』（2009）、『新疆生产建设兵团的历史与发展』（2014）、『新疆各民族平等团结发展的历史见证』（2015）などが発行されている。これより先、2002年1月21日に中国国务院新聞弁公室は「『東トルキスタン』テロ勢力は罪の責任を逃れられない」（《“东突”恐怖势力难脱罪责》）と題する論文を発表している。（拙稿 中国国务院新聞弁公室論文「『東トルキスタン』テロ勢力は罪の責任を逃れられない」の新聞報道について 平成14年9月

国際関係研究第 22 巻第 2 号 pp.167-188 参照)

- (17) 「中華民族多元一体構造」(中华民族多元一体格局)とは1988年秋に費孝通が香港の中文大学で「中华民族的多元一体格局」(「中華民族の多元一体構造」)と題した講演を行った際、提起された観点であり、中華民族はそれぞれ多くの孤立した存在から接触、融合、分裂、消滅などを繰り返しそれぞれが互いの要素をもちつつ個性を備えた多元的統一体を形成してきたが、その中核として華夏族から発した漢族が絶えず大きくなり、その他の民族地域にも浸透し、それぞれを結びつけるネットワークの役割を果たし、中国域内の分かつことのできない統一体の基礎を築いてきたことで、それぞれ民族の自覚を経て中華民族と称する、と指摘している。(費孝通等著『中华民族多元一体格局』中央民族大学出版社1989.7参照)
- (18) 1990年6月の第七期全国人民代表大会常務委員会第十四回会議で採択され、同年10月1日より施行された中華人民共和国国旗法はその第一条に「国旗の尊厳を守り、公民の国家観念を増強し、愛国主義精神を発揚するため、憲法に基づき、本法を制定する。」とその意義を明記している。
- (19) 2000年10月に中華人民共和国成立以来初めて制定された言語に関する法律である中華人民共和国通用言語文字法は「普通話と規範漢字」を推進、普及するためのものであり、第一条で「国家通用言語文字の規範化、標準化及びその健全な発展を推進し、国家通用言語文字を社会生活の中でよりよく役割を発揮させ、各民族、各地の経済文化交流を促進するため、憲法に基づいて本法を制定する。」とその理由と根拠を述べ、第五条では「国家通用言語文字の使用は国家の主権と民族の尊厳を守るのに有益であり、国家の統一と民族の団結に有益であり、社会主義の物質文明建設と精神文明建設に有益であるべきである。」と明記されている。そして、第四条には「公民は国家通用言語文字を学び、使用する権利がある」としてはじめて、「権利」を認めた。しかし、少数民族語文については第八条にあるように「各民族はいずれも自己の言語文字を使用発展させる自由をもつ。少数民族言語文字の使用は憲法、民族区域自治法およびその他の法律の関係規定に従う」とあるだけで、依然「自由」に止まっており、漢語文のように「権利」にまでは引き上げられていない。
- (20) 拙稿「新疆ウイグル自治区のバイリンガル教育」平成20年1月 現代中国事情第17号 pp.45-76、「中国における共通語普及政策と少数民族語—新疆ウイグル自治区を例にして」桜文論叢第82巻 2012.2.25pp.83-113 参照
- (21) 拙稿「新疆「7.5」事件と中国のインターネット規制」政経研究第47巻第4号 2011.3pp.87-120 参照。
 なお、「7.5」事件発生からインターネットの遮断回復を含む1年間の時系列出来事は以下の通り。
- 2009.6.26 広東省韶関事件
- 7.5 新疆ウイグル自治区ウルムチ7.5事件
- 7.6 ベクリ自治区主席のテレビ講話
- 7.6 社会正常秩序保護に関する緊急通告(ウルムチ市政府)
- インターネット遮断
- 新華社第一報

- 自治区政府、ウルムチ政府、域内外記者のためプレスセンター開設
- 7.7 漢族デモ
- 王樂泉自治区委書記のテレビ講話
- 栗智ウルムチ市委書記のテレビ講話
- 自治区政府、ウルムチ政府、第1回報道発表
- 8日までウルムチ市に全面交通管制
- 公安部、全国31の都市の特種（殊）警察に出動指令
- 7.8 胡錦濤、中共中央政治局常務委員会主宰、新疆社会安定工作配置
- 「维吾尔在线」創始者イリハム・トッティ中央民族大学副教授を拘束
- 7.8-10 日本の各紙、社説で民族政策の限界を指摘
- 7.12 不法集会、デモ行進、示威活動を断固規制する緊急通告（ウルムチ市政府）
- ウルムチ晩報、正常発行に戻る
- 7.13 ウルムチ晩報、2千部を無料で将兵に贈呈
- 7.15 ウルムチ市一部地域の交通管制通告（ウルムチ市公安局）
- 7.20 新疆域内のウェブサイトに関し、株取引ソフトのインストール許可
- 聯通、鉄通ユーザー、新疆域内の通信許可
- 7.28-30 ラビア・カーディル世界ウイグル会議議長2度目の来日
- 7.30 新疆公安庁、10日以内で自首すれば処罰を軽減すると発表
- 8.3 新疆電信、7月分のブロードバンド使用料金を徴収しないと発表
- 新疆移動、新疆聯通、保障方法検討中と発表
- 8.22-25 胡錦濤新疆視察
- 8.23 イリハム・トッティ解放
- 9 ウルムチで「針刺事件」多発
- 9.3 漢族デモ
- 9.5 栗智中共ウルムチ市委書記ら解任
- 9.12 「針刺事件」2案件で判決
- 9.25 新疆ウイグル自治区情報化促進条例公布
- 新疆ウイグル自治区未成年者保護条例公布
- 9.27 白書「中国の民族政策と各民族がともに繁栄発展する」（国務院新聞弁公室）
- 10.1 ウイグル族記者ハイラト・ニヤズ逮捕
- 10.10 韶関事件で判決（死刑1、無期1など）
- 10.12-15 「7.5」事件の6件21名の案件について審理判決（死刑9、執行猶予付き死刑3など）
- 10.15 CCTV（中央電視台）「『7.5』事件始末」放映
- 新華社、新華社記者の「ウルムチ『7.5』事件の舞台の裏表」配信
- 10.23 王樂泉、自治区党委第7期第8回全体委員（拡大）会議で「7.5」事件について報告
- 11 新疆公安機関、集中捜査（11.30までに66の犯罪グループ、「7.5」事件容疑者94を含む382名逮捕）
- 12.3 「7.5」事件の5件13名の案件について判決（死刑5、無期2など）

- 12.4 「7.5」事件の5件7名の案件について判決（死刑3, 無期1 など）
- 12.22-23 「7.5」事件の5件22名の案件について判決（死刑5, 執行猶予付き死刑5, 無期8 など）
- 12.29 新疆ウイグル自治区社会治安総合治理条例改定公布
新疆ウイグル自治区民族団結教育条例公布
人民網（ネット）、新華網（ネット）開放
- 2010.1.11 新浪網（ネット）、搜狐網（ネット）開放、域外へ天山網（ネット）開放
- 1.18 自治区内通信ショートメール業務段階的に再開
- 1.21 衛星テレビ放送地上受信施設管理強化に関する通告
- 1.21 国際長距離電話業務再開
- 2.5 「カシュガル地区域外衛星テレビ伝播秩序特別整治工作实施方案」下達
- 2.6 域外サイト27開放、人民網と新華網のBBS一部開放
- 2.24 カシュガルで「開放候補推薦政府類ウェブサイト」通告
- 3.7 ベクリ、これまでに97案件198人を裁判にかけたとともに、インターネット遮断は社会安定に効果があったと語る
- 3.10 カシュガルで「カシュガル地区公安局、カシュガル地区検察分院、カシュガル地区中级人民法院のインターネット、携帯等を利用して犯罪活動を行うことに法に従って厳しく打撃を与えることに関する通告」下達
- 4.24 王楽泉、中央の政法委副書記に転出、自治区委書記に張春賢就任
- 5.8 王楽泉に換って張春賢の新疆生産建設兵団第一政治委員就任報道（新疆日報）
- 5.14 インターネット全面開放、自治区インターネット不良情報摘発電話・ポスト開設
- 5.17-19 中央新疆工作座談会
- 5.21 中央人民放送局局長、10月より一日18時間のウイグル語放送を始めると語る
- 6.8 白書「中国のインターネット状況」（国務院新聞弁公室）
- 7.1 ウルムチに監視カメラ整備（3400台のバス、200あまりの重要バス停、4400の主要道路など、270の学校、幼稚園、200の大型デパート、スーパーに8370の監視カメラ設置）
- 7.25 ハイラト・ニヤズに国家安全危害罪で15年の判決
- 8.19 アクス市で爆破事件、7名死亡、14名負傷
- 8.26 アクス「8.19」事件に関連し、常務委拡大会議で張春賢、反暴力呼びかけ
新疆ウイグル自治区公安庁「テロ、暴力にかかわる重大な暴力犯罪行為検挙に関する通告」下達
- 9.24 上海協力機構、カザフスタンで「平和使命—2010」合同反テロ軍事演習

(22) 2013年10月28日に天安門前の歩道に自動車が入り込み5人が死亡、38人が重軽傷を負った天安門広場自動車突入事件と2014年3月1日に雲南省昆明市昆明駅で発生した昆明駅テロ事件が代表的なものであり、前者は東トルキスタン・イスラム運動が指示したテロ事件とされ、被告8人が起訴され、2014年6月13日に新疆ウイグル自治区ウルムチ市の中级人民法院で初公判が行われ、16日に被告3人に死刑、被告1人に無期懲役、被告4人に懲役の実刑判決が下された。また、後者は事件発生時、犯人グループの4人が警察に射殺され、1人が肩に銃撃を受け拘束され、その後容疑者3名が逮捕され、2014年9月12

日、昆明市中級人民法院により3名に死刑、残り1名に無期懲役が言い渡された。

- (23) 中央民族大学教師イリハム・トッティは2014年1月に逮捕され、「国家分離」罪によって同年9月23日の一審で無期懲役に処せられ、同年11月21日の二審でその刑が確定した。

逮捕当時の当局の報道によると、イリハム・トッティは「域外の『東トルキスタン』勢力とぐるになり、インターネットを利用し、『新疆独立』を鼓吹し、教場を利用し、『政府転覆』を煽動、教師の身分を利用し、分離活動を行い、自信を頭目とする国家分離犯罪集団を形成し、国家の安全と社会の安定に重大な危害をもたらした。」（『環球時報』2014.1.27）とある。また、一審の結果を伝える新華社電は「法廷の審理が明らかにしたのは、長期にわたり、イリハム・トッティは『uighurbiz.net』（维吾尔在线）ウェブサイトプラットホームにして、その大学教師の身分を利用し、授業活動を通じて、民族分離思想を伝播させ、一部の少数民族学生をそのウェブサイトに加わるよう唆し、引き込み、脅迫し、イリハム・トッティを首謀者とする国家分離犯罪集団を形成した。同犯罪集団はイリハム・トッティの指導の下で、国家分離を目的とし、一連の国家を分離させる犯罪活動を組織、画策、実行した。」（新华网乌鲁木齐9月3日）と報じている。

この「uighurbiz.net」（维吾尔在线）は2006年に開設され、これまでに編集のハイラト・ニヤズが2009年に逮捕され、2010年に懲役15年の判決を受けている。

- (24) 2015年12月22日、北京第二中級法院は浦志強に対し民族の恨みを煽動し、ことを起こそうとしたとして懲役3年、執行猶予3年の判決を下した。（新华网北京12月22日电）

- (25) 新疆日報の元党委書記、総編集、副社長である趙新尉は「民族分離主義、暴力テロリズム、宗教過激主義に反対するなどの重大な原則問題で言行を中央や自治区党委と一致させることを保持しなかったことで、党籍をはく奪、公職を解任された。」（中新网11月2日电）と伝えられている。

- (26) 習近平は2013年8月19日、全国宣伝思想工作會議において総書記就任以来初めて「宣伝思想工作」について系統だった講話を行っている。そのなかで、習は「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。」と語っている。この講話は「博訊」などの中国域外ウェブサイトによって「習近平の2013年8月19日全国宣伝思想工作會議での講話精神傳達提綱」として全文がアップされているが、公式（新華社の「通稿」）にはその内容は一部のみ伝えられているだけで、全文は公表されていない。しかし、8・19講話学習キャンペーンの中では「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。」という表現は使われている。（本誌8号2014年3月 海外研究動向 拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照）そのくだりは以下の通り。

インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。ある同志が言うには、インターネットはわれわれが直面する「最大の変数」になっていて、うまく行わなければわれわれの「頭痛の種」になってしまう。西側反中勢力はずっとインターネットを利用して「中国を倒す」ことを企んできた。何年も前「インターネットをもつことになり、中国に対応する方法を得た」、「社会主義国家が西側の懷に飛び込むのに、インターネットから始まるであろう」と公言した西側の政治家がいた。米国の「PRISM」、「x keyscore」

などの監視計画から見ると、彼らのインターネット活動のエネルギーと規模は人の想像をはるかに超えたものである。インターネットというこの戦場で、われわれがもちこたえ、勝利できるか否かは直接我が国のイデオロギーの安全と政権の安全に関係する。

（「习近平于 2013 年 8 月 19 日在全国宣传思想工作会议上的讲话精神传达提纲」「博訊」などの中国域外ウェブサイト）

- (27) 習近平は総書記に就任してから間もなく、2012 年 11 月 29 日に国家博物館で行われた「復興の道」展を参観した際、「中国の夢」を提起し、「偉大な復興を実現することは中華民族の近代以来の最も偉大な夢想である。」と語った。そして、2013 年 3 月 17 日、第 12 期全国人民代表大会第一回会議の閉幕時に、国家主席に就任した習はそのあいさつの中で「中国の夢」に 9 回言及した。

- (28) 1927 年 8 月 7 日、陳独秀らの「失敗」を総括するため、中国共産党中央委員会は湖北省の漢口で緊急会議を開いた。その席上、毛沢東は「軍事を非常に重視するには政権は鉄砲の中から得られることを知らなければならない。」と語った。その表現（“要非常注意军事，须知政权是由枪杆子中取得的”）から、「鉄砲から政権が生まれる。」（枪杆子里面出政权）というスローガンになった。